## 第16回 行政手続部会 議事録

1. 日時: 平成29年5月25日(木) 10:00~12:00

2. 場所:合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者:

(委員) 髙橋滋(部会長)、森下竜一(部会長代理)、大田弘子(議長)、原英史 (専門委員)川田順一、佐久間総一郎、堤香苗

(政 府) 松永内閣官房内閣審議官

(事務局) 刀禰次長、石崎参事官、大槻参事官

(ヒアリング出席者) 日本商工会議所: 杤原理事

志幸技研工業株式会社:吉川代表取締役

全国商工会連合会:乾専務理事

全国中小企業団体中央会:加藤常務理事

全国中小建設業協会:小野副会長

国十交通省:平田十地·建設產業局建設業課長

内田大臣官房地方課長

石原大臣官房技術調査課長

総務省:今川情報流通行政局情報流通振興課長

橋本情報流通行政局情報流通振興課長補佐

## 4. 議題:

(開会)

- 1. 「行政への入札・契約に関する手続」に係る事業者団体からのヒアリング ・日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、
  - 全国中小建設業協会
- 2. 「行政への入札・契約に関する手続」に係る関係省庁からのヒアリング
  - (1) 国土交诵省
  - (2) 総務省

(閉会)

## 5. 議事概要:

○髙橋部会長 それでは、時間となりましたので、第16回「行政手続部会」を開会させて いただきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は野坂委員、吉田委員、大崎専門委員、國領専門委員が御欠席でございます。堤専門委員は、後ほどいらっしゃると思います。

また、大田議長に御出席をいただいております。ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。本日は「行政への入札・契約に関する手続」について、関係者からのヒアリングを行いたいと思います。

まずは、事業者団体の方々から入札・契約手続について実際に負担と感じておられる点についてお話を頂戴したいと思います。

本日は、日本商工会議所(日商)から杤原理事、また、説明を補足する者として、志幸 技研工業株式会社の吉川代表取締役、全国商工連合会(全国連)から乾専務理事、全国中 小企業団体中央会(中央会)から加藤常務理事、全国中小建設業協会(全中建)から小野 副会長にお越しいただいています。どうも御多忙の中ありがとうございます。

順番に御説明をお伺いした後、質疑は全団体が御説明を終えた後にまとめて行いたいと 思います。

それでは、日商から資料1-1に沿って御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○杤原理事 日本商工会議所の杤原でございます。

本日は、東京商工会議所荒川支部建設・不動産分科会の吉川裕分科会長にも参加いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は昨年末に引き続きまして発言の機会を頂戴いたしまして、誠にありがとう ございます。

まず、資料の1-1、1ページをおめくりいただきます。前回もお話し申し上げましたけれども、昨今、中小企業は大変な人手不足の状況にございまして、その中で生産性を上げていかなければならないということでございます。(2)に、通年の採用実績の調査結果を記載してございます。募集、採用できたという企業が半数ある中で、予定どおりの数を確保できたという企業は半数にも満たないという状況でございまして、この傾向はまだ続くということでございます。

その中で、(3)に記載しておりますとおり、3月29日に行政手続の簡素化を御決定いただきましたことは誠に朗報でございます。ただ、"従業員の納税に係る事務"と"行政への入札・契約に関する手続"については、これから引き続き御審議いただくということになってございます。

続きまして、2ページを御覧いただきたいと思います。昨年のヒアリングのときに、佐 久間先生や堤先生から「建設業の許可等で具体的にどのような書類や手続が不要と思われ るか」という御質問がございまして、そのときはお答えできなかったのですが、本日は実 際に現在使われている資料を入札までのステージ別に御用意してございます。

まず、入札に入る前の資格審査ということで、建設業の許可の取得、それから、その中身の経営事項審査、それから、競争参加資格審査と、入札に至る前の段階でいろいろな審査と書類の提出があり、これらが第1ステージだと言われてございます。

次に、第2ステージとして、実際に入札・契約をするときの手続があるわけでして、そ

の段階でもまた書類が必要になります。

3つ目のステージでございますが、実際に施工しますと、当然ながら施工の管理、終わった後の検査、それから報告ということで、ここでまた書類が発生いたします。このように、大きく3つのステージでそれぞれ多くの書類が発生するということでございます。当然、行政側におかれては必要ということでお取りいただいているわけでございますけれども、特に上の箱の③にございますとおり、取られている側からしますと、これは本当に要るのかなということで、何に使われているのかよく分からない、手元にあれば済むのではないか、わざわざ提出することまでは必要ないのではないかと思われるとの声が、現実問題としてございます。これは取られている側の感触でございますので、実際、要求されている行政の側で、これはこういうときに必要なのですということを御説明いただければ、もしかしたら解決できるのかもしれません。しかし、取られている側からすると、何に使うのかなという意見が多いということでございます。

例えばということで左側、資格審査の段階でございますけれども、1つ目の○にございますとおり、複数回出さなくてはいけないということで、納税証明書とか社会保険の領収書、2つ目の○で、前年に提出した資料が次の年もまた要求されるということ、3つ目の○で、似たようなものが毎回取られるということ、こういった声が多いということでございます。

右端の上の赤い囲いを見ていただきますと、入札に関しては、運用に関する御意見が多です。1つ目の○で、入札に際していろいろヒアリングをされるので調整に長い時間がかかる、2つ目の○で、そのヒアリングについても日時が決め打ちなので、人手不足で忙しい中、全ての呼び出しにはなかなか応じていけない。メール等の問い合わせで対応していただけないかという声もございます。

最後に、施工あるいは施工完了のところでございますが、当然ながら、検査日数、検査 結果を確認する書類も削減されるとありがたいというお話と、現在、国土交通省の方でi-Constructionの推進を開始されてございまして、この流れの中で、できる限り提出書類を 削減し、電子化していただけると大変助かるという期待の声も寄せられてございます。

3ページでございます。1つ目の◆にございますとおり、今回、ワンスオンリーという 原則を規制改革推進会議で決めていただきましたので、1回出した資料は2回求めないよ うな形で整理していただけると大変ありがたいということでございます。

それから、目先の書類だけ減らしても根本的な解決にはならないと思いますので、今回は入札制度自体の効率化を図る提案を申し上げたいと思っております。それが2つ目の◆でございます。入札・契約に係る大変多くの書類をチェックするのは、行政も大変ですし、提出する事業者も大変ですので、生産性向上と働き方改革の観点から2点、提案させていただきたいということでございます。

1つ目は、①に書いてございますとおり、昨年の11月から国土交通省関東地方整備局で 先行的に「簡易確認型入札制度」というものを実施されておりまして、好評でございます。 下に絵解きしておりますけれども、従来ですと100社応札があれば100社が入札参加資格のために必要書類を揃えて、行政もそれを見て、その後、実際入札するときに、その100社がまた入札書類を提出して、行政でもそれを見るというスタイルでございます。それが、「簡易確認型入札制度」の場合は、真ん中に赤い囲いをしてございますけれども、まず競争参加者は、関東地方整備局に簡易な書類を提出して、それを関東地方整備局でふるいにかけて、その後、落札候補者から詳細な書類を取るという形になってございます。これはかなりの業務量、書類の削減が可能ではないかと思いますし、落札できなかった、落ちてしまった業者についても余りダメージがないということで、ものすごく優れた制度だと思っております。これを是非、全国に早急に展開していただけないかということです。

右側の②でございますが、重複した書類が多いですとか、いろいろな証明書が多いという声も多くございます。例えば事務所に備え付けてあれば済むような書類であればチェックリスト方式にしていただいて、この書類はちゃんとあります、というのをチェックして、そのチェックシートを自己証明方式で添付するという形で、必要があれば確認をしていただく、あるいはコピーを提出するという形で済まないかということでございます。当然ながら、虚偽の事実が明らかになればペナルティーがあるわけでございますので、こういったチェックリスト方式による自己証明書を提出することで、添付書類を大幅に削減できる道もあるのではないかということで、今回提案をさせていただいております。

具体的な件につきまして、吉川分科会長から補足をさせていただきます。

○吉川代表取締役 東京商工会議所荒川支部の建設・不動産分科会長をやっております志幸技研の吉川と申します。よろしくお願いします。

実際、私どもが建設業をやっている中で一番の負担となっておりますのが、経営事項審査であります。この作業は非常に手間取っておりますし、ボリュームも多いです。毎年提出しなければならないということで、例えば私どもの会社は3月決算なのですが、決算が終わるのが5月一杯ということで、6月から作業に入るわけです。その作業も、同じことの繰り返しだなと思っておりますのが、例えば、直前3年間の工事施工金額の内訳を提出することです。これは毎年、経営事項審査で出しているわけですから、なぜ3年前のものが必要なのかが非常に疑問なわけです。前年度だけでも十分ではないかと思っております。これをまた全部揃えなければいけません。

工事経歴も電気工事とか管工事とかいろいろあるのですが、官公庁あるいは民間についても、売上の上位何%までの内訳を全部出すことになっています。この中でいつも問題になりますのが、工事件名で、これは電気工事なのか何なのかは我々は分かっておるのですが、受け取る側が工事件名だけでは内容が分からないというわけです。そうすると行政から、図面を出せとか仕様書を出せとか言われまして、そういうことで非常に膨大な作業になっております。できれば我々が区分して出した電気工事や管工事、電気通信工事などは、それをそのまま受け入れていただければ作業量も減るかなと感じております。

さらに、工事件名に対しての裏づけ資料として、必ず発注書、受注書、契約書など、件

名ごとに一揃えずつ出さなければならず、かなり件数が多いのと工種が多いために大変なボリュームになっております。これを毎年やる必要がございます。

経営事項審査は、私どもの会社では6月から始めて役所に出して、結果が出るのが大体8月、9月になります。そうすると、半年後には当年度の決算が終わって、またこの決算後の経営事項審査の作業をしなければならず、実質的にその審査の数字が有効なのは半年間ぐらいです。これを繰り返して2年後には競争参加資格審査が必要になるわけです。この経営事項審査の結果が2年後の競争参加資格審査に反映されるということだろうかと思うのですが、実質的に経営事項審査と競争参加資格審査の作業を何とか一本化できないかと、そのような感じが毎回しております。

他の件につきましては、こちらの日商の資料で全部網羅しておりますが、具体的には経営事項審査の問題が一番手間のかかっている話かなと、そのような感じがしております。 〇髙橋部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、全国連から資料1-2に沿って御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○乾専務理事 全国商工会連合会の専務理事の乾でございます。

本日は入札・契約に関する手続の関連で、私どもの発言を聞いていただく機会をいただきまして、誠にありがとうございます。昨年度に引き続きまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今ほど商工会議所さんから具体的な手続の経緯に沿った詳細な御説明がございましたが、ほとんどは私どもも重複をいたしておりますけれども、それをお許しいただきながら、私どもの提出いたしております資料1-2に沿いまして、ポイントだけの御説明をさせていただきたいと思います。

御案内のように、私どもは小規模企業が全体の9割ほどを占める地域での活動をしております。建設関係者も、そういう地域でございますので2割強を占めておりまして、他にいろいろ物品を公共施設に納入するなどを含めますとかなりのウエートがある、そういう地域になってございます。

一方で、申しましたように、小規模企業がほとんどを占めるということで、現在企業のみならず個人事業主も多いということでありまして、従業員がゼロというところも相当多くございます。結果として、人手不足もさることながら、そういう事業の規模からしますと、手続の負担は大変大きなウエートを仕事の中で占めておりました。これがなかなか改まらない、改善できないということになりますと、直接生産性に響くといいますか、製造系は数字がなかなか把握しづらいのですけれども、大きな課題になってくる。そういう事項であるということでございます。

一方で、私どもはそういう小規模な企業なものですから、先ほど会議所さんからの御説 明がございました国の事業に入札で参加をしたいという希望はごくごく例外でございまし て、ほとんどが自治体、特に市町村のレベルの事業に参加するというものが圧倒的多数で ございますので、この議論が自治体の手続にどう反映していただくのか、そういう点も併せて反映をさせていただくようにお願い申し上げたいと思います。

このヒアリングに当たりまして、事務局から入札・契約に関する手続、特に関心のありそうな項目を手続に沿って示されたものを、ふだん月次で景況調査をしているネットワークがございまして、そこに緊急調査ということで載せて、意見を直接の企業からも伺ったもののとりあえずのまとめが、この資料1-2にあります負担感についてということの結果になってございます。緊急調査ということで未整備な部分がございますし、まだ十分検証もし切れていないところもありますのは、あらかじめお断り、御容赦をいただければと思っております。

まず、時間もございませんので、1ページを御覧いただきたいと思います。内容的には 先ほど、出てきたものと同じでございます。経営事項審査のところからでございますけれ ども、負担に感じていることは、提出書類が多いということ、あるいは、既に行政機関の いろいろなところで納税証明でありますとか社会保険、労働保険の保険関係の納付証明、 雇用保険の被保険者台帳など、こういう既に提出している、書類、情報を求められる。そ れを個別に取り寄せて提出することになります。それの負担を感じている事業者が大変多 いわけでございまして、人手がいないものですから、仕事をやりながら、営業をやりなが ら、こういうような手続もやるということ、そういう実態の中でこの負担感はとみに大き いものがあろうかという認識をいたしております。

また、各種証明書を入手するに当たって、それぞれ役所の窓口、事務所に直接赴きまして、取得手続をしなければならないところが多くございます。地域の小規模企業、個人事業主の中には、そこに出向くのに大変手間がかかる、時間がかかるという点も、細かい話ですけれども、決して無視できないものではないかと認識いたしております。特に、市町村合併が進む中で近くに窓口がなくなったというところも多くございますので、この点は特に最近認識をされるものでございます。

さらにまた先ほど御指摘のありました経営審査事項、あるいは競争入札参加審査というような段階を追っての手続の中で、申請のために求められる資料の重複がかなり多くなってございまして、先ほどの一般的な公的な証明書類など、あるいはいろいろな実績を申告するもの、そういう重複が多い、二度手間になっているという意見も相当多くございます。

また、建設業許可の申請を受けるに当たりましても、以前に許可を受けておりましても、 その間時間がたったということかもしれませんが、同様の書類を提出しなければならない、 一般的な事業の入札と、この許可申請でも書類の重複があるという事務負担の重さを痛感 いたしているところであります。

そのために、この(2)でございますけれども、せっかく法人番号あるいはマイナンバー等が導入されたわけでありますので、こういったものを活用しながら、行政機関内で参照できる仕組みを横で取っていただけないだろうかという点。添付書類の省略化であります。

あるいは、電子申請、ペーパーレス化。申請に当たって、後にも出てまいりますけれども、紙ベースでやることが現状でございまして、少しでも距離を解消するといいますか、 節約するために、ペーパーレス化という点での導入をお願い申し上げたいということであ ります。

2ページをご覧ください。我々は生声と言っておりますけれども、事業者さんから寄せられた具体的な意見をざっと特徴的なものを載せております。時間がございませんので、これは省略をさせていただきたいと思いますけれども、これを集約したものが初めに申しました負担を感じているもの、あるいは解決提案ということでございます。

2ページの下のほうで、競争入札参加資格審査でございますけれども、基本的には同様のものでございます。負担に感じていることは、提出書類の量が多い、あるいは直接それぞれの証明書の発行の役所に出向いて申請をし取得しなければならない、大変時間がかかる。あるいは、3ページでございますけれども、そこに行くのにものすごく時間がかかるなどでございました。

一つ、国も含めてでありますけれども、県・市町村で複数の申請をしたい、あるいは参加をしたいという場合に、添付書類は若干異なるところがありまして、事務手続がその分 非効率になっているという声もあったわけでございます。

そのためにどうするかでございますが、対応策としての1つ目、2つ目の行政機関内で横に参照できる仕組み、あるいはペーパーレス化については先ほどと同じでございますけれども、自治体間あるいは役所間での申請書・添付書類のできるだけの統一化でありますとか、資格審査になりますと資格の更新制といいますか、ゼロベースで見直すということではなくて既に審査を受けたものについての簡便な手続ということも考慮に入れていただけないというのが解決案でございます。

同じように、3ページの下のほうは、この項目に関して業者から寄せられた声であります。ほとんど重複いたしておりますので、恐縮ですが、省略させていただきたいと思います。

4ページ、入札の手続に関しましても、これは現実問題の運用面でございますけれども、 負担に感じていることでは、行政機関から何度も何度も呼び出されて大変だと、こういう 率直な意見が出てまいりました。厳正さを求め内容をしっかり審査するためには必要な面 もあろうかと思いますけれども、どうも必要以上に細かいところにこだわられる点にひっ かかっている事業者さんも少なからずいるということでございます。

また、先ほどからの繰り返しでありますけれども、仕様書、入札の見積依頼などが紙ベースになっておりました。わざわざ出先機関に出向いて内容をチェックしなければならないという点も負担を感じるところでございます。

従いまして、解決の提案としては、(2)でございますけれども、申請書や添付書類の 統一化、ペーパーレス化はもちろんのことでありますが、まず入札の最初の段階で簡単な 書類のみを課して無駄な作業をさせない、落札なりなんなり、そういう段階が済んだとこ ろで、だんだん書類の作業を加重していくというやり方はどうだろうか、仕様書をオンラインでも閲覧できるようにできないだろうかという提案がございます。

5ページ、これも同じように生声の一覧でありますけれども、2つだけ御紹介をしたいと思います。5つ目の声でありますが、落札できなかった多くの企業にとって、応札のコストは無駄だ、この運用は難しいかもしれませんけれども、できるだけ無駄を省いていただきたいということであります。

それから、そのすぐ下でありますが、公告の期間が短くて、これに対応するのは人手が 足りない小規模の企業は大変だと、こういう本音が出ているかと御理解いただければと思 います。

6ページ、随意契約の場合にはどうかということでありますけれども、もともと負担に 感じていることは、工事だけではなくて、最初にこの発注の基本仕様、要件が抽象的で、 できるだけ具体的に示していただけないだろうかということでございまして、また、その 内容とともに、先ほどの繰り返しでありますけれども、紙ベースだけではなく、電子ファ イルの提供など、周知の方法についてコストを削減する工夫はできないだろうかという声 でございます。

6ページの一番下以降は、同じように企業の事業者さんからの声でございます。

7ページ、契約時、落札後でありますけれども、契約時の提出書類に対する作成負担が大きかったり、これは経営の規模が小さいところでは必然的に出てくるものですけれども、保証金の問題、手続とは直接関係ございませんが、保証金を支払う必要がある。あるいは、落札した後、契約までの期間が短くて大変だと、こういうような声が寄せられております。

長くなりまして、申しわけございません。この辺で終わりたいと思いますけれども、8ページはその他の意見ということで、いろいろ項目が出ておりますけれども、お時間がありましたら御参照いただければ幸いでございます。

以上でございます。重複ばかりで申しわけございませんが、これも繰り返しですけれど も、小規模な事業者にとっての作業負担というものが、是非低減されるように御配慮をお 願い申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、中央会様から、資料1-3に従って御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○加藤常務理事 全国中小企業団体中央会の加藤でございます。

本日はこのようなお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私どもからは資料1-3ということで、裏表の資料を1枚提出させていただいております。これまで日商さん、商工会連合会さん、お話しいただきましたので、ほとんど重複をする内容でのお願いということになりますけれども、基本としては、大手企業さんと違いまして、社長自ら書類を作るなり全てを管理する家族経営的な建設事業者、あるいは印刷

とか、その他の物品に関するもの、工事に関するもの、役務に関するものというようなことで、行政のほうへ入札をさせていただく事業者ですので、非常に零細なところが全国に は多いという状況でございます。

私ども47県の都道府県の中央会を経由しまして、全国に約800強の官公需適格組合、証明をいただいている組合がございます。これらを中心に幾つか意見、ヒアリングをさせていただいたものを取りまとめさせていただいた状況でございます。ペーパーをざっと見ていただきますと、まず、(1)経営事項審査の手続という部分ですけれども、これもこれまで出ていますように、そういうような経営者自ら書類を作成する、決算から何から作成をしていくという企業が非常に多いものですから、1つの決算書を作るだけでも大変。いろいろな目的で様々に作り直すだとか、見直すだとか、これだけで非常な労力をかけてしまうという状況がございます。一番いいのは、つくった決算書をそのまま使っていただくというのが本当は非常にありがたいかと感じておるところでございます。

それから、資格審査の部分でございますが、これも人手、時間、今もお話がありましたように、何度もお問い合わせに対応するだとかというようなことがございます。それから、提出先によって、自治体さんだとか部局さんによって、微妙に書類審査項目、提出書類が、同じ部分なのですが様式がちょっと違うとか、単純に言えば順番が違ってしまっているとか、そういう状況もあって、都度都度それを全部見直して作り直さなければいけないという状況もあると聞き及んでおります。この当たりの改善もお願いできないだろうかということでございます。

それから、入札の手続のところに入れましたのは、そのような形で一生懸命本当に中小事業者が頑張ってやっているわけですが、どうしても時間がかかってしまうのが実情でございます。申請したい、届出をしたい、仕事を取りたいと考えて作り始めても、申請期間が、物によっては、場合によっては非常に短い期間での提出を求められるということで、やり始めたのだけれども間に合わなかったとか、そのような状況もまま出ているやに聞いております。その当たりも御配慮いただけないだろうかということでございます。

随意契約につきましては、いろいろヒアリングをしたのですが、なかなか実態が把握できない、非常に例が少ないということで、ここは御了解をいただければと思います。

手続の部分ですけれども、これも重なりますが、今のようなお話を整理させていただくと、紙で処理するのは非常に厳しい状況になってきているのかなと。データであれば、多少の組みかえ指示をすればシステムで整理ができるだろうと思いますし、お問い合わせ等に対しても、最低限の回答も即座に進めていけるのかなということでございます。何しろ人員が少ないということで、専任の人間を配置するということができるところは非常に多くないということを考えると、何とか電子化をさらに一層進めていただければと考えているところでございます。

裏面になって恐縮でございますが、その他ということで、これは建設分野ではないので すけれども、印刷の関係でヒアリングをした部分でございます。入札・契約をし、仕事を いただいたという状況の中で、例えばイラストだとかデザインだとか、そのような部分の 御要請も含まれている中で、それを納入する、納品するという形になるわけですけれども、 契約の中には、権利については納めたものは全て発注側で、著作権等々の権利をいただく ことは難しいというのが圧倒的な状況でございます。相当な努力をしてそういう部分に対 応しているということもありますので、例えば最近、細かい話ではないのですけれども、 地域のキャラクターだとか、そのようなものも印刷業者は一生懸命考えながら御提出をす るような中で、後で要は自分たちの権利として使えない、100%はなかなか難しいのですが、 その当たりの仕様の部分も含めた著作権料というのでしょうか、そういう当たりも御配慮 いただけるような仕組みを考えていただくことはできないだろうかと、そのような声も上 がってきております。

お願いばかりということで、ほとんど重なるようなお願いでございますけれども、是非 御配慮いただきたいと思っています。

以上でございます。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、全中建様から資料1-4に沿って御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○小野副会長 全国中小建設業協会の副会長をしております小野といいます。

私どもは、全国のいわば中小の元請工事事業者団体でありまして、まずまずの会社は国 交省の仕事から、小さな会社は市町の仕事というように、割に中小でありながら幅広い会 社の団体であります。ですから、技術者だけの会社もありますし、技能者を直接雇用して いる、そういった会社も入っているという、言ってみれば、中小といっても割に幅のある 業界団体であろうと考えております。

したがいまして、先ほど、お話しされた方々も一緒ですけれども、各県、各市、町、みんなばらばらでありまして、それらの意見を集約することは大変難しいということです。 県によっていろいろ違うということがございます。

そういった中で、誠に申しわけありません。時間がありませんので、まとめというものをつけておりませんけれども、口頭でまとめについてだけ先に説明させていただきたいと思います。

1番目は、国または国の機関というものは、私は入札手続についてはよくやっておられると感じております。

2番目は、国・県それぞれですけれども、きめ細かく配慮をお願いします。我々のほうで、逆に中小に地元にというようなきめ細かい配慮をお願いするということになりますので、きめ細かくなればなるほど提出書類が多くなるというのは当然であります。チェックがそれなりに厳しくなるということも当然でありますので、不満といいますか、もっと少なくしてほしいという気持ちはあるわけですけれども、提出書類が多くなるのも自然かな、仕方がないかなという感じで2番目に考えております。

経営状況というものを経審で出しているわけですが、それについて業者同士であっても 疑いのあるような、何であそこはそんなに点数が高いのだとか、そういう疑念もあるぐら いで、むしろ厳しくチェックをしていただきたい。そのチェックだけでなくて、抽出のチェックもするぐらいにしていただかないと、経審の公正さというものが疑われるというこ とになってしまいますので、私どもとしましては、そういうことで、チェックが厳しくな る、そういうことについて疑念を晴らしてもらいたい、そういう意味もございます。

3番目として、国・県ですね。市町の連携は一方では大変不十分であると考えております。国交省並びに国の機関は本当によくやっていただいていると思いますけれども、逆に縦のラインで、国・県、県・市町というものの連携は非常に不十分である。特に、県・市町の間はもっと緊密であるべきなのに、非常に不十分だということを感じております。これが3番目です。

4番目は、働き方改革が建設業に求められているわけですけれども、一方で若者の就職は進んでおりません。一生懸命雇用もしたい、働き方改革もしたいという思いはありますけれども、そういう意味では、就職は進んでおりません。

今、4つの項目を申し上げまして、この4つの中の特に2番目の書類については、3ページの(3)入札の手続の⑨に書いてあります。ただ、ここには提出書類が多いというだけしか書いてありません。余りに細かく書いても逆に書き切れないということであります。

先ほど、申し上げておりますけれども、いろいろ問題が起きるたびに書類が増えます。例えばBCPであるとか、建設機械を持っているとか持っていないとか、そういう問題ですね。それから、障害者を雇用しているかどうか、新規雇用がどういう状況になっているかというようなことを評価するから書類を出してほしいという当然のことになるわけで、提出書類が多い反面、先ほど申し上げましたように、これは仕方がないことではないかと、このように考えているのが、(3)入札の手続の⑨ということになります。

3番目の、国と県・市町との連携、これについて、先ほどお話ししたわけですけれども、 2ページの(2)の⑤と③にあります。

国と県のシステムが今のところばらばらということであるわけですけれども、今、国交省では、県の工事成績というものをこれから参考にしますよと。まだどこまで進んでいるのかよく分かりませんけれども、例えばそういうような動きもあるわけなので、共通化できるものは共通化していただけるということが可能ではないかということが⑤です。

それから、県・市町ということになります。これは③に書いてありますが、例えば私どもの住んでいる静岡県の伊豆半島というのは、合併が進みませんものですから、7市8町、それだけで全てに違う書類を出していかなければならないということになっておりまして、そういう意味では、県に出せば市町はいいではないかということができればありがたいと考えております。

4番目に挙げました働き方改革についてでありますけれども、今回のテーマとはやや違っているのかも分かりませんが、例えば35歳、34歳以下という若者を雇用した場合に評価

すると国交省のほうでは言われているわけですけれども、私どもは、この働き方改革としては、若年者、高齢者ともに働けるように、むしろ建設業が年をとっても一番長く働ける職種であると。例えば糖尿病があるとか、そういう不安も高齢者で、酒を飲む者が多いのでそういうこともあるのかも分かりませんけれども、しかし、若者の雇用だけに少し審査の内容などが偏りつつあるのではないか。逆にもう少しバランスよく、中小は年寄りまで抱えて中小でありますので、そういう点を是非(1)の⑨に書いてありますけれども、年齢的なもの、そういうものについて御配慮願いたいと思います。

以上です。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

川田専門委員、お願いします。

〇川田専門委員 詳細な御説明をいただき、実態がよく分かりました。また、非常に参考になる資料をいただきました。皆様、本当にありがとうございました。

質問を幾つか申し上げます。まず、商工会議所からの御説明の中で2つございます。御説明にある「手続」というのは、どの省庁の手続、公共工事なのかということと、金額の 多寡にかかわらずこのような手続が求められるのかどうかという確認でございます。

次に、商工会連合会の御説明については、基本的に地方公共団体の手続に関する問題なのか、あるいは国の手続に関する問題なのかという点です。と言いますのは、資料1-2の3ページあるいは5ページに、「手続の所管」が国の3に対し、地方が130あるいは107という記載がありますので、これは主に、地方の公共団体の物品あるいは建設工事の入札に関することなのかと思いましたが、それも確認でございます。

また、中小企業団体中央会の御説明についても、確認がございます。資料1-3の1ページ目(2)「競争入札参加資格審査の手続」の中で、一番下のパラグラフ、「また」以下の記載に、「各省庁で添付する申請書の様式が僅かながら異なっているため様式の統一をしていただきたい」という御指摘があります。私の理解では、物品や役務に関する事項については、国の場合は省庁間で統一されたという認識があるのですが、物品や役務に関して、国の場合でも未だ異なっている実態があるのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

最後に、中小建設業協会の御説明に関しては、むしろ事務局に確認したいと思います。 本件のお話を聞いていますと、中小建設業協会の方からは、国よりも市あるいは県段階以 下の御要望、様式の不統一という問題が多く挙がっているのですが、それは今回のこの会 議の議論の対象になるのかどうかという点です。もちろん実態としては我々も理解が必要 だと認識しておりますが、どこまで議論の深化をすべきなのかという疑問がありましたの で、事務局に確認を申し上げたいと思います。

- ○髙橋部会長 それでは、順番に御回答を頂戴したいと思います。 いかがでしょうか。

先ほどお時間の関係で補足できなかったのですが、A3の資料の左下のところがいわゆる 経営事項審査というもので、ここの負担がものすごく重いという事業者さんの声がござい ます。

例えば②のところに書いてございますが、これは毎年ということでございまして、左下の半分のところに必須確認書類というものがありまして、その下に消費税の確定申告書の控えと添付書類、加えて、納税証明書も役所に有料で行って取ってくるということでございます。同じ箱の右側半分の上から2つ目を御覧いただきますと、公認会計士等の健康保健及び厚生年金の標準報酬決定通知書ということで、これはいわゆる公認会計士が社内にいるかどうかということの確認を取るものかと思われます。

なぜこうなるのかというと、先ほど全国中小建設業協会さんがおっしゃったように、いろいろ加算ポイントがありますので、公認会計士とか税理士が社内におられると、内部監査や決算がしっかりしているだろうということでポイントが高くなります。加算していただけるのは実はありがたいのですが、ただ、内部でこういう方がおられて、しっかり内部の決算、監査がされているということであれば、当然納税申告もしっかりされていますし、納めれば引き落としですとか受領書が必ず手元にありますので、納税証明書の確認までは要らないのではないかという矛盾が出てくるわけであります。

そのちょっと下に直近3年間の各事業年度における工事施工金額と、その下に法人税確定申告書の2期分とありますが、この経営事項審査は毎年取るということでございますので、3期分、2期分を毎年取っていますと、2年、1年必ず重複して出すということでございます。税金を使って行う工事ですので、確認をしなくてはいけないというのはもちろん行政側の仕事としては大切なことなのですが、確認をするがゆえに矛盾が発生するということがございます。一部の事業者さんには、この位の書類がそろえられなくて、公共工事を請け負うことができるのかという御意見の方もおられます。しかし、大半の企業は性善説に立っておりますし、また、確認書類が増えれば増えるほど書類の中で矛盾が起きるのではないかということでございます。

- ○髙橋部会長 続きまして、御回答を頂戴したいと思います。
- ○乾専務理事 商工会連合会でございます。

冒頭申しましたように、基本的に小規模な事業者さんが多くを占める関係で、どうして も自治体のほうの公共工事などに携わっている方が多うございます。その点で、書式の不 統一とか手続の期間とか、そういう話が前面に出てくるものですから、それをそのまま記 載させていただいたということで御理解をいただければと思います。

- ○髙橋部会長 続きまして、御回答を頂戴します。
- ○加藤常務理事 全国中央会でございます。

御確認ありがとうございます。申し上げました様式の統一の部分につきましては、建設 工事ということで整理をさせていただいたところでございます。今、手元に国交省さんと 環境省さんのものを持っておりますが、完全に違うわけではないのですが、微妙にまだと いうことでございます。

- ○髙橋部会長 事務局、いかがでしょうか。
- ○大槻参事官 地方公共団体の契約に関しては、現状、地方自治法だとか同法の施行令で制度が定められております。

その定め方なのですけれども、例えば入札の参加資格であれば、入札に参加させることができない者の要件は決まっているのですが、逆に積極的な要件については、地方公共団体の長は必要があるときは資格を定めることができるとされていまして、地方自治に委ねる形となっております。したがいまして、地方公共団体の入札等の在り方について踏み込んで考えていく場合は、中身を考えると同時に、どのように進めていったらよいかということも同時に考える必要があるのではないかと思います。

なお、この3月に行いました行政手続部会の取りまとめにおきましては、地方公共団体 も対象とするというようにしておりますので、これは部会の検討の対象範囲でもございま す。

○髙橋部会長 検討対象ではある、進め方をどうするかは国とは区別して考えましょうと、 こういう話だったと思います。どうもありがとうございました。

刀禰次長、お願いします。

- ○刀禰次長 この後、本日役所からも幾つかお話を聞くことになっていますけれども、例えば資料2が今、お手元にあると思いますが、国土交通省の提出資料の中を見てみますと、16ページに入札・契約手続の簡素化に関する取組例などの資料も付いておりまして、そこの一番下のところを見ますと、そういった国での取組を地域発注者協議会等を通じて地方公共団体へも拡大、ということで、一定のそういった取組も行われているようでありますので、こういった点につきましては、後ほどまた関係省庁にもお聞きいただければと思います。
- ○髙橋部会長 引き続き、御質問等ございますか。 佐久間専門委員、それから、堤専門委員、続けてまとめてお願いします。
- ○佐久間専門委員 ありがとうございます。

今、皆さんから聞いたお話の中身は大変重要でして、この部会でまとめた原則、デジタルファースト、ワンスオンリー、書式・様式の統一、正にこれを適用する具体的な切り口が非常に豊富に入っていて、この原則を徹底すれば相当な事務負担が減るだろうという感じがいたしました。

本日は中小企業ということですけれども、日本の99.7%は中小企業ですし、雇用の7割ということですから、ここが減れば日本全体もものすごく減る。当然そういうことでございますし、御指摘の中にあったように、大企業であれば専門の人間を置ける。実際、そういうところが多いわけでございますけれども、そういうことができないということであれば、非常にこの削減効果は大きいと改めて感じた次第です。

先ほど、一部経審等々について厳しくチェックする、したがって、求められる書類が多いというのは理解ができるというお話があったのですけれども、私の理解としては、厳しいチェック、求める情報が多くなるというのは、必要があればそれは当然しようがないと思うのです。ただ、それがすぐに書類が多くなるとか手間がふえるということには結びつかない。つまり、厳しいチェックをしようと思ったら、国が持っている情報の中で、正にワンスオンリーでできるものは全部やればいいわけです。別に紙が必要なわけではなくて、情報ですから、それは電子的に送ればいいということなので、厳しいチェックと中身というのは、事務負荷なり書類の多さというところとは一応切り離せると理解しました。今、お話を聞いていたところも、そういうことだろうと理解をいたしました。

ちょっと細かい点で、先ほど商工会議所の方から非常に経審の負荷が高いと。この中で、 毎年出しているのに過去3年分を出す。ここは、要はそういう蓄積のあるところはもう必 要がない、ただ、蓄積がないところは出していく。こういう理解で、正にワンスオンリー という原則を徹底すれば、過去出しているところは新たな1年分でいいと、こういう当然 の帰結だと、こういうことで御指摘があったのではないかと思いますので、そこだけは確 認ということで、お願いします。

- ○髙橋部会長 堤専門委員、続けてお願いします。
- ○堤専門委員 ありがとうございます。

私は本当に小さな会社をやっておりますので、建設ではなく、役務の部分で入札に参加させていただいています。その点を比較しながら聞かせていただいておりました。

3点ほどございます。まず、全団体様から非常にいいのではないかということ御意見をいただいた簡易確認型入札制度と、チェックリストによる自己証明方式のほうも日商からお出しいただいているのですけれども、これは建設工事などのみ有効だとお考えでしょうか。それとも全業種について、この方式でやるとみんなが喜ぶと考えられるかという点を、御質問したいと思いました。というのは、これのデメリットは、ベンチャーだったりアーリーだったりという小さな企業が結局いつも上位3位に入らないということで、結果的に入札から退けられてしまうのではないかという点が1点目の質問です。

2点目は、全商連さんの3ページにある資格の更新制、簡素な手続で更新できる点は、私もすごく賛成です。ただ、更新の場合はいいのですが、例えば廃業や休眠の場合、もう辞めるという場合の手続をしていく形を取ったほうがよいとお考えになるのか、それとも、辞めるところは放っておいてもいいのでは、という事です。何でそのようなことを申し上げたというと、更新制だけにした場合に、役所にデータが蓄積され続けていて、どの事業

者さんが動いていて、どこが解散されたのかということが分からなくなるのではないかと 感じましたので、お伺いしました。

最後、建設業協会様ですが、手続等には関連しないのですが、先ほど委員がおっしゃったように、審査の内容の部分で、例えば完成工事高より自己資本比率を重視すべきではないかというような、会社の経営状況を従来型でない形で考えて審査の基準を一度考え直してみましょうという御提言は、非常に意味のあるものだと感じました。その上で、一番最後のその他のところで、地域貢献活動などは優先項目から外したほうがいいのではないかとか、評価値の設定が特定の企業に有利と見られているような案件があるという点について、教えて頂きたいと思いました。なぜこういった御意見が出てくるのか。どういう部分で簡素化していったとき、特定の企業様に有利となるケースがあるのかというところを御説明いただければ幸いです。

以上です。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

佐久間専門委員は日商に対する御確認1点ということですね。それから、あと3点ですね。

では、それを順番にお願いいたします。

○ 析原理事 佐久間先生の御指摘のとおりでございます。

堤先生の御指摘なのですけれども、こちらにつきましては、一番声が大きかったものですから、今回は建設業の皆さんからお尋ねしたものと、その改善提案ということでございます。

ちょうど資料の1ページの2つ目の◆の②に書いておりますけれども、今、政府も国家 戦略において、政府調達を使って研究開発型ベンチャーを育成していくような仕組みがで きないかということを検討されております。なるべく中小、ベンチャーの人にも国の税金 が回って、それを足場に研究開発なり営業拡大なりをしていただこうという国の大きな方 針もあります。そこでこういった方々が入り口のところで排除されてしまいますと、本末 転倒になります。ただ、行政手続を簡素化して大幅に書類を削減していこうということで あれば、こういうことも検討に値するのではないかということが1点です。

もう一点、全国中小建設業協会さんのほうがお詳しいかと思うのですけれども、行政によりましては、案件によっては、入札の段階で強度計算書の提出まで要求してくる場合がございます。通常、ちょっとしたビルの工事であれば、強度計算するだけでも800~1,000万円のお金がかかるわけでございます。それを30社が30社、全部が強度計算をして、入札をして、ということであると、落札できなかったところにとっては、そのお金は結局全部無駄になります。こういった無駄も排除できる可能性がありますので、強度計算も含めて、こういうことが考えられるのではないかということでございます。

- ○髙橋部会長 次、お願いいたします。
- ○乾専務理事 商工会でございます。

更新制が適正に導入されますと、かなり負担が減るのではないかということで、こういう声が非常に多くございます。ただ、リストの管理といいますか、そういう観点で、どんどん廃業も多い業界でありますので、それをどうするのかは実はまだ今回そこまで視野が至っておりませんで、事業者の意見は聴取しておりません。何か新しい、例えば届け出を義務付けるような形、これはやめましたというような、取引上もいろいろなところにあると思います。簡便な情報が当局にも届くような工夫はできるのではないかと当面考えておりますけれども、事業者からは、まだそこまで意見を求めていないということでございます。御理解いただければと思います。

- ○髙橋部会長 最後、よろしくお願いいたします。
- ○小野副会長 全中建の小野です。

先ほどの御質問は3点ばかりあったと思いますが、私どもの資料1-4の1ページの(1) ⑦に審査内容の評価は完成工事高より自己資本比率を重視すべきと思われると、こう書いてございます。完成工事高が大きいからいい会社とは言えないというのは、これは、今の経審のシステムが完成工事高中心になっておりますので、委員もおっしゃるように、小さくても優秀な会社というは上のランクの仕事になかなか挑戦できない。その場合に、中小は中小なり、大手さんは超大手さん、鹿島建設さんと私どもの小さな会社が同じ経審でやっているわけですから、どうしても売上高重視ということになると、全然手が届かないわけですが、地方のそれほどの仕事でなければ地方の業者もできるというような意味で、完成工事高重視を考えていただきたいというのが1ページの今の御質問の内容です。

4ページのその他の③ですね。地域貢献活動などを建設業者の優先項目とすることを止めてほしいということですが、地域貢献活動はいろいろございます。例えば防災協定を結んだにしても、本当に実績があるのかとかないのかとか、本当にこの人は何かの場合に出動してくれたのかとか、防災協定一つの中でもいろいろな疑問がございます。それから、町をちょっと清掃した、その程度で地域貢献だというような考え方もあります。そうすると、少しこの地域貢献というものが曖昧ではないか。私どもは地域の自分たちの市町の小さい範囲でしたら、そういう地域の限定でしたらいいのですけれども、地域貢献活動自身はもう少し吟味して見ないと、評価の優先項目とするのはおかしいのではないかというのが③です。

④の評価値についてですが、これは今の御質問の先ほどの一番初めにもございましたが、例えば女性の現場監督を付けなさいとか、そういう条件が今いろいろ出ているのです。若者を何とか確保したいので、若い34歳以下の技術者を必ずつけなさいであるとか、私どもの地元のところですと、女性の技術者などというのはほとんどいる会社が少ないのですが、そう言われてしまうと、あの会社に有利になっているのではないかとか、そうとられるということもございますので、もう少し汎用的にやっていただけないかということでございます。

以上です。

- ○髙橋部会長 刀禰次長、お願いします。
- ○刀禰次長 お時間がないところ、申しわけございません。

日本商工会議所にお伺いできればと思いますけれども、本日の資料の中で1点、納税証明書の関係について、国で把握しているはずなので国で突合してくれないかというコメントが付いていると思います。この点について今後我々はどう考えていくかということです。

税務関係の情報は、公務員の守秘義務の中でも一般の公務員よりも高い、法律上の特別な義務がさらに国税の職員にはかかっているわけなのです。例えば一度国の機関に提出した納税証明書をワンスオンリーで他でも使っていいのではないかという議論であればその方が実際に国に提出している書類についてであるわけですけれども、税務当局が保有している情報を、入札関係など幅広い各省庁との間で広く共有するということは、どう考えればよいのか。税務関係の情報についてはは、事業者の方々からみても保秘性が高いということだと思いますので、この御提案がもしそこまでにされているのだとすると、本当に大丈夫かなと思った点があるのです。何かもしコメントがあればと思いまして、よろしくお願いいたします。

○杤原理事 ありがとうございます。

そもそも納税証明書が要らないのではないかという意味でございます。政府系の融資をする場合も、税金を納めていない人に融資するわけにはいかないので納税証明書を取ってきてもらうことはありまして、商工会議所でもマル経融資の推薦の際はいただいております。しかし、これは納税しているかどうかだけの確認のためだけにやっていまして、税額とかは別に関係ないのです。そもそも申告をして納めれば、その時点で領収書なり、あるいは引き落としであれば口座の引き落としの記録が残っていますので、それを確認できれば納税しているということは分かると思います。それをもって確認をすれば納税証明書は要らないのではないかということでございます。

例えば、国土交通省の関係で言えば、地方税になりますが、自動車税の納税が毎年5月にございます。車検の整備をするときに納税の受領書がなければ車検を受けられないのですが、この場合はコンビニで納めた際の受領印でもできているわけであります。納めたという事実が確認できればいいという意味では、むしろ納税証明書などはなくても済むのではないかという、そこまでの御提案でございます。

○髙橋部会長 よろしいでしょうか。

私も実はいろいろとお聞きしたいことがございまして、もしあれば事務局を通じてまた 個別に御照会させていただくということになるかと思います。そこは引き続きよろしくお 願いいたします。

それでは、杤原理事、吉川代表取締役、乾専務理事、加藤常務理事、そして、小野副会長、お忙しいところ、どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

(日商、全国連、中央会、全中建退室)

○髙橋部会長 続きまして、関係省庁からのヒアリングに入ります。

本日は、初めに国土交通省より公共工事の入札・契約について、経営事項審査の制度概要、競争参加資格に関する手続、国交省が進めている入札手続簡素化の取組についてお話を伺います。

次に、総務省より、物品・役務の入札参加資格の審査の全省庁統一資格と、政府の電子 調達システムの運用・利用状況についてお話を頂戴します。よろしくお願いいたします。

## (国土交通省入室)

- 〇髙橋部会長 それでは、資料2につきまして、国土交通省大臣官房地方課内田課長、土地・建設産業局建設業課平田課長、大臣官房技術調査課石原課長に御出席いただいております。御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○平田土地・建設産業局建設業課長 国土交通省建設業課長の平田でございます。

資料に基づきまして、御説明をいたします。まず、経営事項審査の制度概要ということで、資料2でございます。

まず、公共工事の入札・契約までの流れにつきまして御説明します。資料1ページを御覧ください。公共工事の入札・契約に至るまででございますけれども、まずは、建設業の許可を取得していただいた後に、実際に元請として公共工事を受注しようという場合には、経営事項審査を受けていただきます。

その後、各発注者ごとの審査の手続がございまして、ランク分けをした後に個別工事ご との入札参加条件を決めて発注をし、競争をするということで、落札者を決定し、契約に 至るという流れでございます。

その際に、ランク分けと書いてございますけれども、ランク分けをする際の点数の出し 方なのですが、この同じ資料の下のところを見ていただきますと、通常よくやられており ますのは経営事項審査、この結果を活用しまして、経審の総合評定値と各発注者別の評価 点、これを足した点数に応じてランク分けをするというのが通常のやり方でございます。

ここで経営事項審査をやっていることの意義でございますけれども、全国、公共発注者だけでも相当の数の発注者がいるわけでございますが、それぞれの各発注者に、例えば47都道府県あるいは千幾つの市町村それぞれに資料を建設業者が出すということになると、これは大変な負担になるわけでございます。

他方で、各発注者がランク分けをするということ自体は共通したやり方であり、かつ、いろいろな建設業者を審査すべき項目があるかと思いますが、各発注者、誰がやっても同じようなといいますか、共通してやる項目については、これは建設業の業行政のほうで一括してやったほうが非常に効率的であるということで、経営事項審査という制度を設けました。基本的にどの発注者が審査しても同一結果となるような事項については、全国統一の客観的な指標で一元的に評価するということで、ランク分けの透明性・公平性の確保にも寄与しながら、経営事項審査制度はあるということでございます。

その審査結果は、どの発注者でも利用可能ということで、発注者ごとの審査事務、ある

いは受注者のほうにとっても数多くの発注者に資料を提出しなければいけないということ の負担を大きく軽減しているということでございます。

2ページを御覧になっていただきますと、経営事項審査の活用状況ということでございますけれども、全体の73.4%活用していただいているということでございます。

3ページ、経営事項審査の審査項目としまして、経営規模、経営状況、技術力、その他審査項目ということでございまして、それぞれの項目につきまして、点数を出して、それに各項目のウエートをかけまして総合評定値というものを出すということでございます。総合評定値を見ていただきますと、最高点2,136点、最低点281点とありますが、各建設業者のこの総合評定値の点数に各発注者の点数を合わせてランク分けがされているということでございます。

4ページにございますのは、3ページにありました経営状況Yというもののうち、審査項目を詳細に書いた部分でございますが、こちらは説明を省略させていただきます。

また5ページでございますけれども、社会性等ということで、税金を使って行う建設工事ということでございますので、その企業が労働福祉ですとか、あるいは防災への貢献ですとか、そういったことにつきましての社会性を有しているかどうかということにつきまして、審査をすることになっています。5ページにありますようなW1からW9までの項目について審査するということになってございます。

6ページに具体的な経営事項審査の流れを書いてございますけれども、経営事項審査を申請する建設業者は、今お話をしました項目のうちY、経営状況分析につきまして、これは財務諸表について機械的な算定が可能でございますので、登録経営状況分析機関という、全国に11機関ございますが、これらは民間機関でございますけれども、そちらで分析を申請し、その結果の通知書を交付してもらうということで、その通知書をもって今度は地方整備局あるいは都道府県に他の審査項目と併せて審査を申請しまして、その結果の通知書を交付する流れになってございます。その結果通知書につきましては、県とか市町村、国の各発注者に対して、その写しを提出することで、一回この審査を受ければ各発注者共通して使えるということになってございます。

流れは以上のようなことなのではございますけれども、今回行政手続部会のほうでも、 この手続の煩雑性についてのお話を頂戴してございますが、もともと私どももかなりこの 点については問題意識を持ってございまして、7ページを御覧になっていただきますと、 現在の国土交通省のほうで建設産業政策会議という有識者会議を設けてございます。

そちらで法制度や許可制度あるいは企業評価制度等々につきまして、幾つかワーキンググループを設けましていろいろな建設業の課題について御検討いただいておるところでございますが、8ページを御覧になっていただきますと、この中の企業評価ワーキンググループというところで、実際に今検討していただいております。事業者と許可行政庁双方の負担を軽減し、生産性向上と働き方改革を推進することが大事だということで、経営事項審査もそうですが、許可につきましても、申請手続について、電子申請や申請時に必要と

なる書類の簡素化を行う方向で検討を進めているということでございます。

現在のところ、電子申請になっていないということもございますし、あるいは、建設業者さんからもいろいろ私どもも意見を伺っておりますと、もうちょっと書類を簡素化できないかという意見は多々ございますので、そこにつきましては、書類が多いということは、申請者もそうですけれども、審査側の負担ということもございますので、そこについては向かっている方向は同じであるということで、書類の簡素化を行う方向で、正に今検討を進めているところでございます。

他方で、留意をしなければいけない点としましては、経営事項審査につきましては、これまで虚偽申請に対してどうこれを対処していくかということに非常に苦慮してきた歴史がございます。どうしてもいろいろな虚偽申請があり得る。現にあって、いろいろな処分などもしておるわけでございますけれども、虚偽申請の対策というものも併せて検討していく必要があるということで、虚偽申請を防ぎつつ、どのような簡素化ができるのかということで、正に今検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○内田大臣官房地方課長 続きまして、国土交通省地方課長の内田でございます。

私からは、公共工事の競争参加資格審査に関する手続について御説明をさせていただきます。

資料の10ページをお願いいたします。ただ今、少し御説明いたしましたように、各発注者では、工事の内容や発注状況を踏まえまして、2年に一度資格審査を行っているところでございます。これは、かつては各発注者単位で書類を出していただいたりしていたわけでございますが、申請者側の事務負担の軽減あるいは行政事務の合理化という観点から、中央公共工事契約制度運用連絡協議会、これは国関係の各発注機関が集まっている協議会でございますが、ここで議論いたしまして、書類の統一化等の動きを進めております。平成16年度からは、各府省等、これは国の機関に加えてNEXCOですとか都市再生機構等独立行政法人も含めまして、現在は23機関で申請窓口をインターネット上で一本化しているところでございます。

具体的な手続を11ページ、12ページで簡単に御説明させていただければと思います。

まず、共通のホームページへアクセスしていただきますと、申請書情報ですとか営業所情報等を記入いただくことになります。ただ、ここは文字で入力しなければいけない部分につきましては入力補助機能を設けておりまして、前回2年前に入れたデータをそのまま呼び出すことができるような形になっております。

そのほか、完成工事高等を入れていただいた上で、次に12ページでございますが、これはどこの機関の工事を希望するか、こういうところを個別に入力いただくことになっております。例えば事業者によっては、地方整備局の工事だけを希望する、あるいは全機関の工事を希望します、農政局さんだけ希望しますと、いろいろな御希望を持った事業者さんがいらっしゃいますので、その希望に合わせてどの機関のどの工事を希望するかというこ

と、ここを基本的にはチェックをしていただくような形で記入をしていただき、最終的に 申請書を送信というボタンを押していただければ、先ほど申し上げた23の機関についての 登録はこれで終わるという形になっております。

10ページにもう一度お戻りいただきたいと思います。真ん中、赤い枠になりますけれども、このような手続をとらせていただいておりますので、基本的には今のインターネット上の手続で終了いたします。国土交通省の場合には、我々側でデータを持っている部分もありますので、先ほどのネットでの手続に加えて書類を出していただくのは、工事の場合には納税証明書だけになっております。

また、申請受付期間中、今回であれば昨年の11月から今年の1月ぐらいまでの2カ月強の期間、この受付の窓口を開いているわけですが、この間であれば何度でも申請のデータの削除、再申請等が可能でありまして、今回平成29・30年度の登録でいきますと、全国で3万5,300社ほどがこのシステムを使って競争参加資格の申請を行っていただいている。現状このようになっているところでございます。

以上でございます。

○石原大臣官房技術調査課長 続きまして、技術調査課長の石原です。

私から(3)国交省が進めている入札手続簡素化の取組を説明させていただきます。

15ページからです。このフロー図は、先ほど1ページで説明したものと同じでございます。今回工事ごとのところで説明させていただきますけれども、国土交通省につきましては、左の下にありますように、現在は一般競争入札で総合評価方式を実施している段階にあります。地方公共団体になりますと、この一般競争入札率あるいは総合評価率はまだ低いわけですけれども、私どものほうではほとんど98%、99%、このような状態であります。

総合評価方式につきましても、導入以降いろいろと改善をしてきておりまして、従前はこの技術提案を求めるものが多かったわけでありますけれども、現在は企業や技術者の実績等をもとに評価するものが9割方、それから、技術提案をもとに評価するのが1割弱と、このような状態です。この中には大規模な工事もありますけれども、実績のない企業につきましては、技術提案を求めて実力がどうかというものも含まれております。

16ページでありますが、これまでも入札・契約手続につきましては簡素化に取り組んでいこうということで進めております。最近の流れでいきますと、主なものとしては、発注見通しを国交省だけでなくて他の機関、それから、地方公共団体も含めて予算が決定しましたら、年度当初に発注予定工事を公表することによって先の見通しができる、あるいは、いろいろな書類の作成の、時間的にも余裕をとれるようにしております。

2番目の電子入札システムでございます。これも入札手続の簡素化を図るために、国、 それから関係機関で電子入札システムのシステム化をしまして、地方公共団体にも普及し ているということで、現在ですと大体700団体ぐらいのところがシステムを使っておると いうものでございます。

3番目に書類の簡素化であります。書類の簡素化につきましても、個別工事の競争参加

者からの提出資料を簡素化しているということで、こうしたものを全部ひっくるめまして、 各ブロックごとに発注者協議会ということで、国、地方公共団体、それから、関係する主 な発注機関を集めた協議会などで情報の共有を図って広めているということであります。

この中で、17ページですが、提出資料の簡素化で最近取り組んでおりますのが、競争参加者から技術資料等を、これまでもいただいているのですが、かなり多くの資料を提出しなければならないということもありましたので、右側でございますけれども、現在はこの技術資料を原則として1枚の簡略化したものにして、落札候補者の上位3者から詳しい資料をいただいて、落札者を決定するというものを試行的に関東地方整備局で始めております。今年度は各整備局でも実施してもらおうということで、取組を拡大したいと思っています。先ほどの電子入札システムの中に、まだこのシステムを組み込んでいませんので、併せてシステムの改良も現在進めている、このような状況であります。

以上でございます。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問などがありましたら、お願いします。 時間の関係上、まとめて御発言いただいて、まとめて御回答いただきたいと思います。 いかがでしょうか。

川田専門委員、お願いします。

○川田専門委員 ありがとうございました。

2点御質問申し上げます。1点目は、単純な疑問でございますが、先ほどの御説明で、 競争参加資格審査については共通のシステムを作っていただいたということなのですが、 経営事項審査については共通化できないというのは、どういう理由があるのだろうかとい うことです。

もう一つは、資料2の16ページで、入札・契約手続の簡素化については、地方公共団体へ拡大をしているとお聞きしたのですが、地方公共団体がこれに従う仕組みがあるのか、あるいは、これはあくまでも紹介だけであって、地方公共団体が従うかどうかは任意という扱いなのか、その2点についてお聞きしたいと思います。

○髙橋部会長 他の先生方、いかがでしょうか。 佐久間専門委員、お願いします。

○佐久間専門委員 この経営事項審査なのですけれども、やや細かいのですが、先ほど商工会議所の方等々からお話を受けてということですが、この経営審査の中で、過去3年分の工事施工金額を求められているとか、BS・PL、これは過去2年分。これは毎年出していて、既に出している業者については新たな分だけで済まないのか、逆になぜ過去まで出す必要があるのかという点。

納税証明については、実際に納税証明書そのものではなくて、実際に納税したという銀行の振り込み等々、そういう記録があれば十分ではないのか。この点については、どう考えておられるのか。

今、お話を聞いて、非常に簡素化について前向きにされておられるので、さらに簡素化するにはそういうところを詰めていかなければならないのではないかと思いますので、確認させてください。

- ○髙橋部会長 大田議長、お願いします。
- ○大田議長 本日はありがとうございました。

3点伺いたいのですが、建設産業政策会議の企業評価ワーキンググループは6月に取りまとめということですけれども、行政手続削減の観点から、私どもにも取りまとめをヒアリングさせていただけないかということが1点です。

それから、今日の前半のヒアリングの中で、落札までの調整でたびたび呼び出しを受ける、ヒアリングの日時が決め打ちされていて出向かざるを得ない、メールでの対応はさせてもらえないといったことが出されたのですが、企業評価ワーキンググループの中でそういうプロセスに関しても議論がなされるのかというのが2点目です。

最後、簡易確認型は大変ありがたいという評価の声が先ほどのヒアリングで出たのですが、これについては地域発注者協議会を通して地方にも広げていただけるのかというのが3つ目の質問です。よろしくお願いします。

○髙橋部会長 最後、私からお聞きします。13ページでございますが、参加機関がかなりばらばらで、特に独法や特殊会社、ばらばらですが、これは参加枠を拡大できる可能性があるのかどうか、その辺の取組の状況について教えてください。

森下部会長代理、お願いします。

- ○森下部会長代理 今の座長と似たような質問なのですけれども、この後話の出る総務省 さんと国交省さんとの2つのシステムの整合性はどうなっているのかお聞きしたいのです。 独立して2つのものが動いているという認識でいいかどうかということをお聞きしたいで す。
- ○髙橋部会長では、以上、まとめてよろしくお願いいたします。
- ○平田土地・建設産業局建設業課長 では、私から関係する部分につきましてお答えをしたいと思います。

まず、共通化の話についてでございますが、経営事項審査で共通化できていないという、 その意味がよく分からなかったのですが、済みません。経営事項審査で共通化できていな いというのは、どういう点についての御質問でございますか。

- 〇川田専門委員 補足しますと、資料2の13ページに「競争参加資格審査における統一様式の作成」とあるわけですが、一方で、経営事項審査については、このように統一化することがあるのかないのか、そういう意味でございます。
- ○平田土地・建設産業局建設業課長 経営事項審査につきましては、例えば大臣許可業者であれば国土交通省、都道府県知事業者であれば当該都道府県知事と、それぞれ1業者1カ所にしか出すことがないものですから、例えば1つの業者さんが複数の機関に経営事項審査の申請をするということであれば、多分共通化という話があり得るのかと思うのです

けれども、正に制度そのものとして1業者1カ所にしか出すことがないものですから、そこは全国同じ仕組みの中で、たまたま若干審査庁によって確認の仕方が違うということが場合によってはあるかもしれませんが、基本的に共通化というよりは1カ所で済むので、そこは共通化のお話とは違うのかなと思ってございます。

複数年の資料を出すことについてということでございますけれども、建設業の特性の一つとして、受注の状況がある程度安定している企業はもちろんあるのですが、年によって変動が多い企業などがあって、たまたますごく受注が低い年、小さい年の工事経歴だけで審査してしまうと結構影響が大きいということで、そこは何年か分の平均をとって審査するというやり方をとってございます。これが複数年の実績あるいは財務諸表を求めている根拠で。

- ○髙橋部会長 質問の意図を取り違えているのではないかと思いますが。
- ○佐久間専門委員 ですから、複数の年次で評価するというのは、それはそれで合理性があると思うのですけれども、既に一旦出していますから、それを行政側で使えば同じ平均値に到達するはずなので、再度出す必要はないのではないかということです。
- ○平田土地・建設産業局建設業課長 そこのところは、多分審査の便宜上の話もあると思いますけれども、私どもだけでも何万という業者さんに対応してございますので、仮に電子申請などができるようになれば一々出していただかなくてもいいということになろうかと思いますが、去年出した資料をまたものすごく膨大な量の中からひっくり返すような話にもなりますので、そこは併せて出していただいているほうが審査の便宜上はスピーディーにできるということかなと思います。

以上です。

〇内田大臣官房地方課長 私からは、部会長から御指摘のありました13ページの機関の話なのですけれども、これは特に限定をしているわけでは全くございません。一定規模以上のある程度発注を見込まれるような機関については、我々からお声がけをして入っていただいておりますので、例えばこれには入っていないけれども、今後、一定程度の発注が見込まれるようなところがあれば、どんどん御参加いただくということについて全く問題ございませんし、我々としてもそういう働きかけはしてまいりたいと思っております。

部会長代理から御指摘をいただいた総務省のシステムとおっしゃったその総務省のシステムというところが、恐縮ですが、どれに関することだったのかお教えいただければと思います。

○森下部会長代理 今、お話のあった中央公共工事の契約制度の中の参加省庁には総務省がなくて、逆に総務省はこの後お話のある調達のほうの総合情報システムをお持ちですね。こちらは逆に国土交通省は入っていないのか。せっかく統一制度を作っているのに、何か入っているところと入っていないところがばらばらなのが非常に奇異に感じるので、そういう意味で、なぜそれぞれのところで別々のシステムが作られていて、政府内では一元的ではないという理解なのかということでの質問です。

〇内田大臣官房地方課長 まず、公契連のほうは、総務省さんは御自身で発注されるものがほとんどないということでお入りいただいていないのかなと思っているのですが、御指摘いただいたことはお伝えしたいと思います。

調達システムに関しては、総務省さんに共通的なプラットフォームをお作りいただいている中で、現在、我々もシステムを構築中ではあるのですが、電子契約システム、これをそちらのシステムにきちんと乗せていく形で、総務省さんのシステムを活用させていただくこととしております。このシステムについては、そちらときちんと連携をとる方向で、まだ準備中なものですから、表に出ていないのですけれども、そういう形での連携をとらせていただいております。

○森下部会長代理 政府にはCIOというものがありますね。そこのところは、これはここの 部署のシステムを使おうとか、そういう割り振りみたいな話は今まで過去にはないのです か。公共工事なので、一省庁の話ではないですね。

○内田大臣官房地方課長 もう一つ、11~12ページ、競争参加資格のシステムについては、 実は、これは2年に一度、2カ月間だけ運用するシステムでございます。基本的には2年 に一度、一定期間に皆さんまとめて申請いただきますので、他のシステムは恐らく通年運 用しているシステムなのかなと。他のシステムの詳細を承知しているわけではないのです けれども、あくまでこれは2カ月間、紙のベースでも恐らく2カ月間のうちにやっていた だいた手続を、その期間だけインターネット上でできるようにつくったシステムでござい ます。そういう意味では、これだけ独立しているという印象を与えてしまったのかなと今、 お聞きして思ったのです。

ちなみに、CIOの関係は、恐縮です、私は個人的には承知していないところでございます。 ○髙橋部会長 その辺はまた確認していただければと思います。

それでは、お願いします。

○石原大臣官房技術調査課長 私からは、まず入札手続などの拡大を、地方公共団体が従うような仕組みがないのかという御趣旨だったと思いますけれども、入札制度につきましては、国は会計法、地方公共団体は地方自治法ということで、公共工事につきましては、品質確保に関する法律ができておりますので、その情報共有をしようということで、この地域発注者協議会を始めました。したがいまして、今のところでは、何か強制的な効力はないわけですけれども、問題意識としましては、手続の簡素化であるとか、行政職員も減っている中で何ができるのかということを、お互いに情報共有して進めていこうという、そういう会議になっております。

それから、簡易確認型も併せて地域発注者協議会で広げていこうとは思っておりますが、 先ほど申しましたように、電子入札システムに、今、これを組み込んでいませんので、こ こを私どもで組み込んだ後に、地方公共団体にもいかがでしょうかという形で進めていき たいなとは考えております。

落札までの調整で、いろいろヒアリングなどがあるということで、国の場合は原則とし

てそういう手続もないですし、ヒアリングで呼ぶのであれば、例えば低入札をされた業者の方を呼んで、本当にこの価格でできるのですかと聞くことはありますけれども、たびたびであるとか、そういうことはないとは思っております。もし、詳細にどういう発注者のところでどのような手続だということがありましたら、先ほどの地域発注者協議会もありますので、そういうところで確認していきたいとは思っております。

- ○髙橋部会長 それも事務局、よろしくお願いします。
- ○平田土地・建設産業局建設業課長 納税証明のお話でございますけれども、これは正に 虚偽申請対策として納税証明書で確認するのが一番確実という理解で、納税証明書を求め ているものでございます。

もう一つ、大田議長からお話がございました建設産業政策会議で、今、そういう方向で の議論をしていただいておりますが、取りまとめにつきましては御報告させていただきた いと思います。

- ○大田議長 先ほど佐久間専門委員から3年間のデータを取る必要があるのかという意見が出され、それに対して電子化すればかなり解決するというお答えがありましたが、このような電子化についても、このワーキングで議論されているわけですね。
- 〇平田土地・建設産業局建設業課長 有識者で御議論していただいている話でございますので、話の程度というか、そこまで詳細な議論をしていただいているわけではございませんけれども、電子申請ということについて何らかの方向性をということで、それは私どもも問題意識を持ってございますので、電子申請にすることによって、今、言われておりますいろいろな課題のかなりの部分が解消するのではないかという見込みを持ちまして議論させていただいているところでございます。
- ○髙橋部会長 原委員、お願いします。
- ○原委員 一言だけ、今、お話に出たところではあるのですが、複数年度のデータを繰り返し求めるのは、役所の中で過去のデータをひっくり返すのが大変だからですというのは、 正に今回の取組の中で改善しないといけない課題だと思いますので、是非よろしくお願い します。
- ○髙橋部会長 それでは、時間が参りましたので、国交省からのヒアリングはここまでと させていただきます。

今後部会としてさらに検討を進めてまいりたいと思っております。国土交通省の皆様に おかれましては、引き続き御協力のほど、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○内田大臣官房地方課長 ありがとうございました。

(国土交通省退室)

(総務省入室)

○髙橋部会長 それでは、資料3に基づきまして、御説明を頂戴することになります。よ ろしくお願いいたします。 総務省情報流通行政局情報流通振興課今川課長、橋本課長補佐にいらっしゃっていただいております。よろしくお願いいたします。

〇今川情報流通行政局情報流通振興課長 総務省の情報流通振興課長の今川でございます。 本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

お手元の資料3でございますが、私どもの担当しているシステムにつきまして御説明を させていただきたいと思います。

表紙に「調達総合情報システム及び電子調達システムについて」と書いてございます。 私ども、2つのシステムの運用を担当しておりまして、こちらについて御説明をさせてい ただきます。

まず1ページ目でございますが、公共工事以外の物品・役務等の調達につきまして、総 務省でまとめてシステムを運用させていただいております。業務の流れを示しております が、上のオレンジ色で囲っている部分が競争参加資格の申請の部分でございまして、ここ の部分を調達総合情報システムと言っております。

その下の調達準備から入札、さらに契約に係る部分、こちらが電子調達の部分でございまして、電子調達システムと呼んでおりますが、この2つのシステムを、各省庁の分をまとめて共通で運用させていただいております。

このシステムを御利用いただきますと、いろいろなメリットがございます。移動や郵送のコストが削減できるとか、このシステムは24時間365日利用可能になっておりますので、そういった利便性があるとか、紙の書類の保管費用が削減できるとか、印紙税が課されないとか、そういったいろいろなメリットがあるところでございます。

まず、調達総合情報システムから御説明をしていきたいと思います。 2ページでございますけれども、なぜこれを総務省がやっているかという経緯のところでございます。小渕総理のころにバーチャル・エージェンシーというものがございまして、縦割りの省庁の仕組みでは対応できない問題について、いろいろなプロジェクトを立ち上げました。その中で、公共事業を除く政府調達手続の電子化というものが取り上げられております。これについて、取りまとめは当時郵政省が担当するということになっておりまして、当時のことをお聞きしますと、物品・役務の調達で、当時の郵政事業の調達額が大きいということも踏まえ、取りまとめは当時の郵政省が担当するということになりまして、こちらにございます各省庁の合意事項などを踏まえまして、平成13年からこのシステムを運用するに至っております。

その下に書いてございます「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」に、3.の(1)(2)がございますけれども、具体的にはこの(1)調達情報提供の充実、それから、こういった提供情報へのアクセスを実現するということと、

(2) の競争契約参加資格の審査・名簿作成の統一、この2つをこのシステムで担うことになっております。

当時の取りまとめ省庁は郵政省でございますが、取りまとめ省庁の事務といたしまして

は、右に吹き出しがございますけれども、官報公示のほか、審査事務、委託事務に係る契約事務、システム維持管理事務など、基本的には、このシステムを各省庁の分取りまとめて、総務省で運用を担当するということでございます。資格審査などに関係する制度その他は、例えば財務省ですとか、各省で決められているものでございまして、それに従いまして、私どもはシステムの構築や運用を担当させていただいているところでございます。

次の3ページに概略の絵がございます。真ん中のピンクのところがこの調達総合情報システムでございまして、下に入札参加事業者というものがございます。この事業者の方々は各省庁、左側の緑のところに申請をされます。これは郵送や持参で行う場合もございますし、インターネット申請も可能になっております。各省庁で受付をされまして、その情報をこの調達総合情報システムの中に入れていただきまして、そこでコンピュータチェックを行いまして、資格審査結果はこちらの総合情報システムから、現時点では郵送でお送りする形になっております。電子的に結果を通知するということも今後実現していきたいと思っておりますが、現時点では申請自体はネットなどでできますけれども、結果をお知らせする通知書については郵送で送らせていただいております。

事業者は、このシステムにアクセスすることによってこういった有資格者の情報を閲覧することができます。併せて、各省庁から入力をいただいた調達公示情報もここのシステムで全部閲覧ができるようになっております。

以上が、調達総合情報システムの概略でございます。

4ページからは、電子調達システムについて御説明したいと思います。

一番上、バーチャル・エージェンシーのところは2ページと同じ内容になっておりますけれども、3. 具体的な方策等の(3)入札・開札・契約の電子化、この電子化の部分をこの電子調達システムで実現することになっております。

その後、電子政府推進計画や最適化計画などを受けまして、平成26年3月から電子調達システムの利用を開始いたしました。政府共通プラットフォームを活用するということで、運用開始時期が若干遅れた部分もございましたが、2015年度末までに、この電子調達システムに各府省庁に移行していただいております。

5ページにそのシステムの概略がございます。一番左側が先ほど御説明した調達総合情報システムでございます。こちらのシステムと情報連携をすることによりまして、利用者登録をいただきまして、電子入札を行います。省庁側は下のほうでございますけれども、調達案件の登録をさせていただいて、入札があった後に落札者を決定して、その後契約に至るというプロセスになっております。

真ん中に取組の現状について書いてございますけれども、年々改修を進めておりまして、 現時点ではマイナンバーカードや法人番号を用いた活用に取り組んでおりまして、一貫し た電子化に向けてシステム基盤やデータ配置の最適化を検討いたしまして、昨年度取りま とめをしております。この内容を今年度のシステム整備の仕様に反映をしております。

また、調達関連情報のオープンデータ化に向けまして、必要な仕様などをまとめまして、

こちらも今年度のシステム整備の仕様に反映しております。

また、各省が調達した実績を参照して調達価格を下げるということに活用するということで、電子カタログ機能というものを開発いたしまして、各府省で御利用いただいています。例えば、こういう物品については幾らで入札しましたといった情報も見られるようにしていくことで、調達価格を下げていくことに寄与しようということを行っているところでございます。

6ページでございまして、システムの今後の取組状況の課題でございます。目標がございますけれども、入札参加資格審査から契約までの事務を一貫して電子化をすることで事業者の参加機会を拡充いたしまして、入札参加コストを軽減するとともに、調達コストも低減したいと考えております。

また、調達情報をできるだけ共有するということなどを通じまして、事務量の低減を図るとともに、公正性・透明性を確保していきたいということでございます。

今後、マイナンバーカード、それから、今般国会に電子委任状の法案というものが出されていまして、調達に関わる事業者側の委任関係もシステムに対応していくことを将来予定しておりまして、入札参加資格審査から一貫した電子化を可能とするような基盤整備に着手したいと考えております。

また、法人番号とか、オープンデータに必要なAPIを活用した調達情報の広く利用を進めるためのオープンデータ化などを進めていきたいと考えております。

また、法人番号の利用は一部システムには実現をしているのですけれども、より積極的に法人番号を活用することを考えておりまして、事業者データの識別や連携IDとしての活用ですとか、契約書などの帳票・公表情報への法人番号併記、こういったものも進めていきたいと考えております。

各府省におかれましては、こういった情報を十分御活用いただくことによりまして、共 同調達なども一層進めていただきまして、調達コストの低減を図っていただきたいと考え ているところでございます。

最後のページでございますけれども、このシステムの運用につきましては、各省庁の連絡会議を設けておりまして、こちらで日々のシステムの運用状況の確認と、先ほど申し上げました課題についてどう取り組んでいくか、そういったものを情報共有させていただいております。

繰り返しになりますが、私どもの立場としては、各省庁の合意に基づいてこの政府共通のシステムの運用に携わる立場でございまして、いろいろな御指摘があるかと思うのですが、こういう部分の制度を見直さなければいけないとか、そういうものについては、財務省及び各省庁の制度の部分について見直しをお願いするようなことが必要でございます。その結果に基づいてこのシステムの運用に反映させていただくということになりますので、そういった見直し事項などがございました場合には、この連絡会議の場を活用させていただいて対応させていただくことになろうかと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

森下部会長代理、お願いします。

- ○森下部会長代理 全省庁が一つのシステムになるというのは非常によろしいと思うのですが、ある意味、ここを手直ししていけば非常に効率よくできるということだと思うのですけれども、独法に関してどうなのでしょうか。
- 〇今川情報流通行政局情報流通振興課長 現時点で、このシステムにつきましては各省庁 共有のシステムとなっておりまして、独法等については対象にはなっておりません。
- ○森下部会長代理 対象になっていないというのは、利用しているところはないという理解でいいのですか。
- ○今川情報流通行政局情報流通振興課長 そういうことでございます。
- ○髙橋部会長 ほか、いかがでしょうか。 オンライン化率というか、全体の率はお分かりになりますか。
- 〇今川情報流通行政局情報流通振興課長 利用状況について説明がなくて申しわけありませんでした。まず、調達総合情報システムにつきましては、競争参加資格をこのシステムを通じて取られる方というのが7~8万ぐらいでございまして、直近の27年度で言いますと約7万7,000の事業者が、競争参加資格をこのシステムを経由して入手されております。この場合、母数がよく分かりませんが、基本的には調達参加資格が必要とお考えになって一定の要件を満たす方については全てこのシステムを経由して交付させていただいている形になります。これは政府共通のプラットフォームでございますので、必要な添付書類というのもできるだけ絞り込んだ形になっておりまして、それも全部電子的に申請ができる形とさせていただいております。
- 一方、電子調達ですけれども、こちらは分母をどう考えるかというのが、いろいろパターンがあるかと思いまして、2つ御紹介をしたいと思います。まず、各省庁に電子調達の案件としてこのシステムに登録をいただいているものが、直近では3万2,633件、3万強ございます。そのうち電子入札可能にしていただいているのが、約9割。残り1割はこのシステムに登録はしていただいているのですけれども、実際の入札は紙で行われているというものでございます。電子入札可能なうち、民間の事業者側が実際に電子的に応札をされている件数というのが、その半分ぐらい、約1万4,000件ほどになります。ですから、3万2,600の登録のうち、電子入札可能に省庁側で対応いただいているのが約9割の3万件、さらに、それに実際に電子応札しているのがその半分ぐらいの1万4,000件と、そのような状況でございます。

一方で、このシステムに登録されていない入札もあるかと思います。これは財務省の契約金額及び件数に関する統計から引っ張ってきたのですが、物品・役務などの契約件数が、

少額随契などは除くようですけれども、10万4,000件ほどございます。10万強ですね。これを分母にいたしますと、各省庁でこのシステムを御利用いただいて電子入札可能にしているのが大体3割ぐらいの3万件です。さらに、電子応札に民間側が御利用いただいているものが13%ぐらいという形になってまいります。分母をどうとるかによって、また考え方も変わってくるのです。

私ども、この電子調達システムにつきましてはまだまだ利用率が低いと思っておりまして、これをできるだけ100%に近づくように努力したいと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、立場的に、システムの運用を担当しているところでございますので、各省庁にはできるだけ使ってくださいとお願いすることになります。本日、御議論をいただきましたら、連絡会議にこちらの御指摘事項などをお伝えさせていただきまして、各省庁に電子調達システムのさらなる御利用をお願いすることになるかと思っております。

○髙橋部会長 こちらでどうお願いするかを含めて少しこれから検討したいと思いますし、 そちら様でも御検討ください。

前半のものは、これは紙でもできるのですか。調達総合情報システムにつきまして。

- ○今川情報流通行政局情報流通振興課長 3ページの絵の左下に、郵送・持参で申請する場合とインターネットで申請する場合と、両方ございます。比率で言いますと、インターネットで申請される事業者が6割ぐらい、紙・対面で行われているのが4割ぐらいの比率でございます。
- ○髙橋部会長 分かりました。どうもありがとうございました。 では、佐久間専門委員、お願いします。
- ○佐久間専門委員 ありがとうございます。

今のところなのですけれども、添付書類は先ほどの御説明ですとインターネットでも対応できる、これはPDFか何かにして送ればいいと。その中身で、納税証明書だとか、そういうものも入っているということで、ここで検討されているのは、そもそもそういうものは要らないのではないかとか、納税証明書というのは求めずに、他の役所からとればいいではないかなどの御検討はされておられるのでしょうか。

○今川情報流通行政局情報流通振興課長 3ページの調達総合情報システムにつきましては、添付書類は各省で申し合わせをさせていただきまして、必要最小限のものにとどめさせていただいております。具体的には、登記事項証明書、納税証明書、財務諸表、営業経歴書、誓約書・役員等名簿、これだけでございます。やはり資格審査でございますので、例えば登記事項ですとか、納税証明とか、そういったものは必要だと思っておりますが、これは御指摘のとおり国で所有しているデータでもございますので、それぞれの省庁、例えば納税証明書であれば国税庁とかですね。もしシステム的に対応いただけるのであれば、こちらのシステムとしては照会をかけるということは可能でございます。ただ、これはもちろんそういったことをやるためにはシステム構築、システム運用、人件費その他、負担が出てまいりますので、そういったことを踏まえて連携しましょうということになれば、

システム連携は可能でございます。

一方、電子調達につきましては、調達の内容に応じまして添付書類その他というのは変わってまいります。これは各省庁が調達の内容に応じて決められることでございますので、それはこのシステムサイドではどうすることもできませんので、そこは各省庁で添付書類、何が必要かを精査されて負担ができるだけ少なくなるよう御検討いただくということになります。

- ○佐久間専門委員 どうもありがとうございました。
- ○髙橋部会長 ほか、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、時間が参りましたので、総務省からのヒアリングはここまでとさせていただきます。また引き続き御質問等があれば、事務局を通じて御照会させていただきます。よろしくお願いいたします。

○今川情報流通行政局情報流通振興課長 どうもありがとうございました。

(総務省退室)

- ○髙橋部会長 本日の議題は以上でございます。 最後に事務局から何かございますか。
- ○石崎参事官 次回の会議日程は、後日事務局から御連絡をいたします。
- ○髙橋部会長 それでは、会議を終了いたします。お忙しいところ、どうもありがとうご ざいました。